



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1

TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2016 FEBRUARY / 178号

★ 特許料等の改定等の施行日決定 ★

平成 27 年に成立した「特許法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されることになりました。本改正の主な内容は、(I)職務発明制度の見直し、(II)特許料等の改定、(III)特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備等です。今月は、そのうち、(II)と(III)について、その概要を紹介します。

(II) 特許料等の改定

①特許出願料及び設定登録以降の各年において、特許料が 10%程度引き下げられます。

	現行料金	新料金
特許出願料	15,000円	14,000円
特許料(第1年～第3年)	毎年2,300+請求項の数×200円	毎年2,100+請求項の数×200円
特許料(第4年～第6年)	毎年7,100+請求項の数×500円	毎年6,400+請求項の数×500円
特許料(第7年～第9年)	毎年21,400+請求項の数×1,700円	毎年19,300+請求項の数×1,500円
特許料(第10年以降)	毎年61,600+請求項の数×4,800円	毎年55,400+請求項の数×4,300円

②商標の登録料が 25%程度、更新登録料が 20%程度引き下げられます。

	現行料金	新料金
設定登録料(10年分)	区分数×37,600円	区分数×28,200円
更新登録料(10年分)	区分数×48,500円	区分数×38,800円

(III)特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備
拒絶理由通知に対する期間延長請求が弾力的に行われるようになります。

①特許出願

現行運用においては、拒絶理由通知の応答期間内(60 日)に対応できない合理的な理由がある場合(例えば、比較実験に時間を要する、等)に、応答期間の延長(1 か月)が認められていますが、施行日以後は、合理的理由を記載することなく、1 回の請求により、2 か月の応答期間の延長が認められます。

また、拒絶理由通知の応答期間(60 日)経過後であっても、2 か月以内であれば合理的理由を記載することなく、1 回の請求により、2 か月の期間の延長が認められます。ただし、この期間延長請求を行う際には、期間内の延長請求よりも高額な手数料が必要となります。

なお、当初の期間内の延長が認められたときは、応答期間経過後の延長請求はできません。また、当初の応答期間内に応答をした場合は、応答期間経過後の延長請求はできません。

②商標出願

現行運用においては、出願人が国内居住者である場合、応答期間(40 日)の延長が認められていませんが、改正後は、合理的理由を記載することなく、1 回の請求で、1 か月の応答期間の延長が認められます。

また、拒絶理由通知の応答期間(40 日)経過後であっても、2 か月以内であれば、合理的理由を記載することなく、1 回の請求により、2 か月の期間の延長が認められます。ただし、この期間延長請求を行う際には、期間内の延長請求よりも高額な手数料が必要となります。

ご注意: 施行日以後においても、拒絶査定不服審判請求後の拒絶理由通知(前置審査中のものを含む。)及び特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶理由通知の応答期間については、現行の運用のとおりで変更はありません。